

# 企業の「経済性」と「社会性」の両立に向けたSDGsの実践における課題

鈴木 貴 大

1. はじめに
2. 企業の「経済性」と「社会性」の両立可能性
3. SDGsの成立とESG投資との関係
4. SDGsの実践事例と今後の課題
5. むすびにかえて

## 1. はじめに

近年、多くの企業（さらには大学をはじめとする教育機関など様々な組織）が「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」に積極的に取り組んでいる。筆者は前稿<sup>(1)</sup>において、松野（2006）<sup>(2)</sup>、小山（2006）<sup>(3)</sup>、ならびに谷本（2004、2006）<sup>(4)</sup>を先行研究とし、SDGsの根幹となる概念である「企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）」の歴史的展開を整理してきた。

「企業（あるいはビジネス）における社会的課題への取り組み」に関する議論はこれまでも活発に行われており、これに代表される概念として、CSR、CSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）、経営倫理（business ethics）、あるいはコーポレート・ガバナンス（corporate governance）などが挙げられる。SDGsはある種、こうした多様な概念を統合・収斂させる役割を担っており、これが社会に浸透していくこ

とによって、SDGsを実践する企業（とりわけ、経営者）に明確な指針を示すという観点から、大きな意義があるといえる。かかる理解を踏まえ、前稿では、CSRとコーポレート・ガバナンスの概念整理およびISO26000の策定における背景に鑑み、ISO26000が残した課題が、SDGsを実践する上でも払拭できていないのではないかと示唆した。

本稿では、前稿での論旨を基礎として、まず「企業の『経済性』と『社会性』とは両立することが可能であるのか」に関して、先行研究を踏まえて考察する。その上で、SDGsが成立するまでの経緯ならびにSDGsと密接に結びついているESG投資との関係を確認し、「企業が『経済性』と『社会性』とを両立する上でなにが求められるのか」という問題意識に基づき、SDGsの意義とその実践における課題を別決することを試みる。

今日、企業が「経済性」と「社会性」とを両立させること、とりわけ、企業が社会的責任を履行することの重要性に関しては、多数の企業（とりわけ経営者）が「認知」しているといえる。しかしながら、「認知」の段階に留まっており、「実践」にまで結びついているのかに関していえば、議論の余地があることも事実であろう。その要因のひとつとして、2008年に発生した世界的な金融危機（リーマン・ショック）、2010年以降、ギリシャの財政悪化を契機に発生した欧州債務危機、日本では、2011年に発生した未曾有の大震災（東日本大震災）、そして、2020年、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴う世界規模のパンデミックなどによる経済活動の停滞が挙げられる。

かかる状況において、企業が自社の利益（経済性）を優先し、他の外部ステイクホルダーへの配慮（社会性）を軽視することは、企業の存続を危険にさらすことに繋がりがかねない。20世紀における第二次産業革命を契機に企業の規模は大幅に拡大してきた。さらに近年では情報通信技術の急速な発展によって、企業の有する権力、そして社会に対して与える影響力は非常に大きくなっている。しかしながら、いかに企業の有する権力・影響力が大きくなろうと、企業が社会の中で存続し

ていくためには、企業単体では限界があり、ステイクホルダーとの協調は不可欠である。

他方で、企業（とりわけ株式会社）の所有者はあくまで「株主」であり、経営者はビジネスを通じてより多くの利益を生み出す責任を負っている。この意味において、企業の「経済性」と「社会性」との両立を図ることは、非常に難しい問題と捉えることができる。本稿では、SDGsの実践が、かかる問題を解消する契機となるという考えに基づき、これを「認知」の段階で終始させることなく、「実践」にまで結びつけるための課題を考察することを目的として、議論を展開していく。

## 2. 企業の「経済性」と「社会性」の両立可能性

### 2-1. 株主主権論とステイクホルダー論

企業がSDGsを実践するにあたって、「いかにして『経済性』と『社会性』との両立を図るのか」という事項が最も重要となるであろう。このことは企業をめぐる「株主主権論」と「ステイクホルダー論」との対比として、今日においても議論がされている。

株主主権論の主な根拠として以下の2点が挙げられる。第一に、株主が残余財産の請求権者（residual claimant）になっていることである。株主の有する配当請求権は、売上高収入から諸費用（従業員への給与、借入先への利払い（金利、社債利子）、仕入れ先への支払いなど）を控除した残りとして計算される企業の剰余金である当期利益が生み出されて初めて行使が可能となる。これらステイクホルダーへの支払いをした後に剰余金が残る場合、株主はそれに対する配当請求権者となる（後藤、2017年、8頁）。つまり、企業における残余財産の分配を受ける順位の最後が株主ということになり、言い換えれば、ステイクホルダーの中で最もリスクを負っているのは株主となる（勝部、2019年、19頁）。したがって、企業の経営者は、自社の経営に関して最もリスクを負っている株主の利益を最大化させる行動をすべきであるというのが、株主主

権論の根拠となる。

第二に、企業における目標の単一性が多極性よりも優れているという点である。企業の経営者は意思決定を行う上で、様々な選択肢を有するが、それらの意思決定を行う際、その規準が単一であり、測定可能であることが求められる。たとえば、利益の最大化と市場シェアの最大化という目標は測定可能であるが、トレードオフの関係にある複数の目標が掲げられる場合、経営者はどの範囲で、またはどの時点で意思決定をすべきなのか、見解が統一されていないが故に規準が不明確なものとなる。したがって、単一かつ測定可能という意味において、規準として優れているのは企業価値<sup>(5)</sup>の最大化という目標であるというのが、株主主権論の根拠となる（後藤、2017年、9頁）。

株主主権論としばしば対比される考え方として、ステイクホルダー論が挙げられる。ステイクホルダー論は1970年代から1990年代のアメリカにおける時代風潮を背景として醸成されてきた（水村、2008年、98頁）。近年では、企業と社会との関係がより複雑かつ多面的になっていることから広く用いられている考え方ともいえる（中村、2003年、4頁）。ステイクホルダー論の主な根拠として、企業が様々なステイクホルダーに対して「社会受託者責任（Social Stewardship）」を負っていることが挙げられる。企業が株主からの出資によって成り立っている組織である以上、株主が主権者であることは明らかであり、企業が主権者である株主の利益最大化に努めることは決して間違っていない。しかしながら、企業が株主の利益最大化を念頭に過度な利益追求を行い、他のステイクホルダーを軽視した事業活動を展開したとすれば、それは結果として株主の不利益へと繋がることも十分に考えられる。したがって、株主を含む多様なステイクホルダーからの期待に応えることが企業には求められているのである（鈴木、2020年、44頁）。今日におけるCSR、あるいはSDGsの浸透からもステイクホルダー論に一定の正当性があることは議論の余地がないであろう。

## 2-2. 株主主権論とステイクホルダー論の比較可能性

前述のように、企業の「経済性」と「社会性」との関係を議論する上で、株主主権論とステイクホルダー論とは、しばしば対比される関係にあるが、これは妥当といえるのだろうか。

そもそも「ステイクホルダー」の概念に「株主」が包摂されていることから、ステイクホルダー論は株主の権利を否定しているわけではない。株主の権利を過度に追求するが故に生じる他のステイクホルダーへの不利益を危惧しているのである。また株主主権論も同様に、残余財産の請求権者であり、企業における最大のリスク・テーカー<sup>(6)</sup>である株主の利益が最大になることは、言うまでもなく他のステイクホルダーの経済的利害も充足されることになり、決して企業の利益はすべて株主のものになるわけではないと主張しているのである（勝部、2019年、20頁）。

また、水村（2008）は以下の点に関して、ステイクホルダー論には誤解が生じていることを指摘している。すなわち、「ステイクホルダー論において、『株主と、株主以外のステイクホルダーとの間に分水界を設定すべきか否か』については意見が分かれている。いわゆる『株主とステイクホルダーの構図』は、株主とそれ以外のステイクホルダーの間に分水界を設定し、双方の権利とそれに伴う利益が相容れることはない」と結論している。しかしながら、双方の権利とそれに伴う利益が相容れるか否かは、株主が利己的な動機に基づいて株主権を行使しているか、あるいは利他的な動機に基づいて株主権を行使しているかのいずれかに依存している」と主張している（水村、2008年、99頁）。

さらに、ステイクホルダー論を基礎とするCSRの概念において、CarrollとBuchholtz（2003）はCSRを構成する要素として、経済的責任、法的責任、倫理的責任、そして社会貢献責任の4つを挙げている（Carroll, and Buchholtz, 2003, p.40）。

かかる理解に鑑みれば、株主主権論とステイクホルダー論とは単純に比較することはできず、企業の「経済性」と「社会性」との関係に

においても、「社会性」を充足させることに「経済性」を充足させることも包含されると理解される。この意味において、企業の「経済性」と「社会性」との両立可能性を見出すことができよう。加えて、Porterらが提唱したCSVの概念によって、「経済性」と「社会性」との両立可能性ならびにその意義が示唆されている。次節では、このCSVに焦点を当て、企業戦略論の見地から確認していくこととする。

### 2-3. CSVによる「経済性」と「社会性」の両立

CSVの考え方は、PorterとKramerが2011年に発表した論文<sup>(7)</sup>によって、広く社会から注目されるようになった。彼らはCSVの意味や解釈に関して、複数の説明を述べている（図表2-1を参照）。大塚（2019）はこれらを総合的に捉えた上で、CSVの主な特徴を3つ挙げている。

第一に、CSVとは企業が競争優位を獲得し、経済的に成功するための戦略的手法であることである（大塚、2019年、21頁）。すなわち、CSRが企業の社会的責任論であることに対し、CSVはあくまで企業戦略論として位置付けられるのである<sup>(8)</sup>。

第二に、CSVの文脈における社会的価値（社会性）は、企業にとっての経済的価値（経済性）を追求、あるいは最大化するための「手段」として位置付けられていることである。これは、「社会的価値の増進が経済的価値を実現する必要条件である（岡田、2015年、42頁）」との認識に基づいている。

第三に、社会にとって善いことを実行する（社会的価値を創造する）といっても、それはフィランソロピーを意味するものではないということである。すなわち、CSVにおいては、あくまで本業（事業活動）の中心に社会的課題を位置付け、企業の技術力やイノベーションなどを通じて、社会に新たな価値を生み出すことで、企業と社会双方における利益の拡大・増進を目指すことを理想としているのである（大塚、2019年、22頁）。

図表 2-1. Porter と Kramer による CSV の定義

・ 社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、その結果、経済的価値が創造されるアプローチ (p.64 ; 翻訳10頁)
・ CSR でもなければ、フィランソロピーでも持続可能性でもない。経済的に成功するための新しい方法である (p.64 ; 翻訳10頁)
・ 企業が事業を営む地域社会の経済条件や社会状況を改善しながら、自らの競争力を高める方針と実行 (p.66 ; 翻訳11頁)
・ 企業が生み出した (経済的) 価値を再分配することではなく、経済的価値と社会的価値を全体的に拡大すること (p.66 ; 翻訳12頁)
・ 社会的価値を創造することで経済的価値も想像するという利己的な行為である (p.77 ; 翻訳30頁)

出所：Porter, M. and Kramer, M. R. (2011) “Creating Shared Value: How to Reinvent Capitalism and Unleash a Wave of Innovation and Growth” *Harvard Business Review*, 89 (1-2), pp.62-77. (マイケル・ポーター & マーク・クラマー著、ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳 (2011) 「共通価値の戦略—経済的価値と社会的価値を同時に実現する—」『ハーバード・ビジネス・レビュー』2011年6月号、ダイヤモンド社、8-31頁) 及び、大塚祐一 (2019) 「CSV (共通価値創造) の徳倫理的基礎—企業倫理学における規範論と実践の接点を求めて—」麗澤大学大学院、博士論文、21頁を参照。

Porter と Kramer (2011) は、「CSR ではなく CSV を」、「CSR から CSV へ」という点を取りわけ強調している (Porter. and Kramer, 2011, p.76 ; 翻訳29頁)。善き企業市民として、様々な社会的課題に対して資金を拠出すること (フィランソロピー) を完全に否定することはできないが、彼らは、「現在直面している喫緊の社会問題に対して、慈善活動ではなく、事業として取り組むことが何より効果的である (Porter. and Kramer, 2011, p.65 ; 翻訳11頁)」と主張している。つまり、企業が自社の経営資源を然るべき課題に投入することで、社会により大きな影響を与えることができるということである (大塚、2019年、24頁)。

これに対し、Porter らの CSR 理解があまりにも限定的すぎる (Beschorner, 2013, p.104)、あるいは CSR に関してこれまでに蓄積されてきた研究の発展を見過ごしている (Crane et al, 2014, p.134) といった

批判的な意見もある。CSRに関する理解が国や地域、あるいは時代によって異なり、今日ではその範囲が非常に多岐にわたっていることは、筆者が前稿（鈴木、2020年）において述べた通りである。CSRに関する様々な解釈や理論的展開を踏まえると、たしかに、PorterらのCSR理解は限定的であり、その概念範囲は非常に狭義であると理解される。したがって、Beschoner（2013）やCraneら（2014）による、CSVの考え方はステイクホルダー論、経営倫理論、そしてCSR論の研究として蓄積されてきた知見と大きな差異がないとの指摘はある種射的を射いているといえよう。

他方で、「理論」ではなく「実践」の側面に目を向けてみると、CSRを「社会に対する責任の履行」ではなく、単なる「社会貢献活動」として解釈し、実践している企業もあるのではないだろうか。Porterらの主張は、こうしたCSRの本質的・体系的な理解が十分に浸透していない企業に対して警鐘を鳴らすという意味において意義があると考えられる。また、コンプライアンスやフィランソロピーなど自社に向けられる社会的批判を回避するための受動的・他律的な社会的責任の履行ではなく、自社の本業（事業活動）に関わる社会的課題を見出し、これに取り組むことが、企業の「経済性」と「社会性」との両立を実現させ得ることをCSVの概念を用いて示唆したことに、大きな意義があると考えられる。

ここまで、株主主権論とステイクホルダー論との比較、ならびにCSVの概念に依拠した企業戦略論の見地から、企業の「経済性」と「社会性」との両立可能性を整理してきた。さらに今日、SDGsへの関心の高まりを受けて、「企業（あるいはビジネス）における社会的課題への取り組み」に関する議論はより活発になってきている。かかる理解に鑑み、次章では、SDGsが成立するまでの歴史的展開ならびに、これと密接に関わるESG投資に関して、ISO26000との比較を通じて議論を展開していく。



### 3. SDGs の成立と ESG 投資との関係

#### 3-1. MDGs から SDGs へ

2000年代以降、CSRをはじめとする「企業（あるいはビジネス）における社会的課題への取り組み」に関する議論がさらに深化する一方、「持続可能な開発（sustainable development）」に向けた国際的な動きも活発化してきた。

2000年9月、ニューヨークの国連ミレニアム・サミットにおいて、21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」が採択された。

この「国連ミレニアム宣言」に1990年代の主要な国際会議<sup>(9)</sup>やサミットで採択された国際開発目標を統合し、1つの枠組みとしてまとめたものが「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）」である（新井、2016年、1頁）。MDGsは、1990年を基準年として、2015年までに国際社会が開発分野で達成すべき8つの目標（図表3-1を参照）と21のターゲットを示したものである。

新井（2019）の調査によれば、MDGsは一定の成果を残したと理解される。たとえば、目標のひとつである「極度の貧困と飢餓の撲滅」に

図表 3-1. MDGs における 8 つの目標

1. 極度の貧困と飢餓の撲滅
2. 初等教育の完全普及の達成
3. ジェンダー平等推進と女性の地位向上
4. 乳幼児死亡率の削減
5. 妊産婦の健康の改善
6. HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
7. 環境の持続可能性確保
8. 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

出所：外務省 HP を参照に筆者作成。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>  
（最終アクセス：2020年4月16日）

関していえば、開発途上国では1990年に人口の47%が1日1.25ドル以下で生活していたが、2010年には14%まで減少している。また、「初等教育の完全普及の達成」に関していえば、他地域に比べ遅れをとっていたサブサハラ・アフリカにおける純就学率は、52%（1990年）から80%（2015年）にまで向上した（新井、2016年、3頁）。このように、8つすべての目標において成果を残した<sup>(10)</sup>ことから、MDGsは大きな意義があったといえる。他方で、MDGsは課題も残したことが指摘される。たとえば、MDGsでは貧困をなくすことが目標として掲げられ、前述のようにその目標は達成されたが、発展の恩恵を受けることができずに取り残された人々は依然として多数存在している。また、富の集中や貧富の格差拡大は世界的な傾向であり、貧困問題は途上国のみの問題ではなくなってきている（関、2018年、45頁）。さらに、MDGsが基準年として定めた1990年以降、世界情勢は劇的に変化しており、こうした変化の中で表面化してきた課題に十分対応しきれていないことも課題であろう。

こうしたMDGsの残した課題を踏襲して、2015年9月にニューヨークの国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。この目標が17のゴール（図表3-2を参照）と169のターゲットからなるSDGsである。MDGsにおいても、「持続可能な開発」の重要要素である環境に言及しているものの、「環境の持続性確保」という包括的な1目標が入っているに過ぎず、開発と比較すると全体に占める割合ははるかに低かった。これに対して、SDGsでは、目標の13から15が直接環境に関わる目標となっている。加えて、エネルギー問題や、持続可能な消費といった目標も含めれば、環境に関する目標は大幅に充実し、開発と環境とのバランスがとれた目標体系であるといえる（関、2019年、44頁）。

図表 3-2. SDGs における17のゴール

1. 【貧困】：貧困をなくそう
2. 【飢餓】：飢餓をゼロに
3. 【健康な生活】：すべての人に健康と福祉を
4. 【教育】：質の高い教育をみんなに
5. 【ジェンダー】：ジェンダー平等を実現しよう
6. 【水】：安全な水とトイレを世界中に
7. 【エネルギー】：エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. 【雇用】：働きがいも、経済成長も
9. 【インフラ】：産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 【不平等の是正】：人や国の不平等をなくそう
11. 【安全な都市】：住み続けられるまちづくりを
12. 【持続可能な生産】：つくる責任、つかう責任
13. 【気候変動】：気候変動に具体的な対策を
14. 【海洋】：海の豊かさを守ろう
15. 【生態系・森林】：陸の豊かさも守ろう
16. 【法の支配等】 平和と公正をすべての人に
17. 【パートナーシップ】：パートナーシップで目標を達成しよう

出所：沖大幹、小野田真二、黒田かをり、笹谷秀光、佐藤真久、吉田哲郎  
(2018)『SDGsの基礎』事業構想大学院大学出版部、9頁及び、国際連  
合広報センター HP を参照に筆者作成。

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/  
sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

(最終アクセス：2020年4月16日)

### 3-2. SDGs と ISO26000との比較

今日、SDGs への関心が高まりをみせているが、周知の通り「企業  
(あるいはビジネス)における社会的課題への取り組み」に関する議論は  
SDGs (あるいはMDGs) の議論がされる以前より存在していた。国際標  
準化機構 (International Organization for Standardization : ISO) は2010年11  
月1日に、社会的責任に関する国際的な企業行動基準である ISO26000  
を発行した。ISO26000は、社会的責任とは何か、そしてそれを実施す  
る上で組織が何に、またどのように取り組むべきなのかに関する手引

きを提供する企業行動基準であり、組織の規模・業種を問わず利用できるものである。

ISO26000の大きな意義は、国や地域、あるいは時代によって異なるCSRに一定の共通理解を与えたこと、加えて、企業だけではなく、(組織の規模、組織の活動地域、そして民間、公的及び非営利問わず)すべての組織に責任ある行動と「持続可能な開発」への貢献とを奨励したことでありと理解される。

ISO26000は、適用範囲(箇条1)、用語及び定義(箇条2)、社会的責任の理解(箇条3)、社会的責任の原則(箇条4)、社会的責任の2つの基本的な慣行(箇条5)、社会的責任の中核主題(箇条6)、社会的責任の組織全体への統合(箇条7)を大きな柱として構成されている(ISO/SR国内委員会監修、日本規格協会編、2011年、26頁)。

社会的責任の原則(箇条4)では、「説明責任」、「透明性」、「倫理的な行動」、「ステイクホルダーの利害の尊重」、「法の支配の尊重」、「国際行動規範の尊重」そして「人権の尊重」の7つが挙げられている(ISO/SR国内委員会監修、日本規格協会編、2011年、26頁)。ISO26000は、裁判所によって履行が義務付けられるハードローとは異なり、法的拘束力に欠ける点が課題として指摘される。しかし、この規格では「法の支配の尊重」を原則として掲げ、すべての組織が法の規則に従うことを求めた上で、法と国際行動規範とが対立した際、後者に従わないと重大な結果がもたらされる場合には、最大限、国際行動規範を尊重すべく、努力することを推奨している(関、2011年、66頁)。もちろん、ISO26000は、「法の不順守を推奨」するものではない。組織としての行動はあくまでも国内法に則り、可能な範囲でという制限がつく。しかし、途上国において、人権や労働などの国内法が、条約を批准していないことによって未整備であっても、より高い国際行動規範に従って行動すること、そして人権保護の状況改善に能動的に関与することを推奨しているのである(関、2011年、66頁)。

また、ISO2600の箇条6では、「組織統治」、「人権」、「労働慣行」、

「環境」、「公正な事業慣行」、「消費者課題」そして「コミュニティへの参画及びコミュニティの開発」の7つを中核課題としている（ISO/SR 国内委員会監修、日本規格協会編、2011年、26頁）。さらに、この「中核主題」は、「課題」、「関連する行動及び期待」の3階層によって構成されている。たとえば、「環境」でいえば「汚染の防止」、「持続可能な資源の利用」、「気候変動緩和及び気候変動への適応」そして「環境保護・生物多様性・及び自然生息地の回復」といった4つの課題があり、それぞれに「関連する行動及び期待」は約40存在している（関、2011年、72頁）。

ISO26000では「すべての『中核主題』は、あらゆる組織に何らかの関係があるが、すべての『課題』が、あらゆる組織と関連性をもつわけではない」としている。すなわち、組織の種類や規模に問わず、いかなる組織も中核主題レベルで、たとえば「環境保護をしない」あるいは「人権を尊重しない」などということはあってはならないが、課題レベル以下では、組織としてなすべきことをステイクホルダーとの対話を通じて設定し、「関連する行動及び期待」を参考に優先順位をつけて実践していく仕組みとなっているのである（関、2011年、72頁）。

ISO26000とSDGsの項目を比較してみると、たとえば、「環境」の側面では、ISO26000は前述の4つが課題として挙げられている。これに対し、SDGsにおける17のゴールの中で、環境に関連する項目は「安全な水とトイレを世界中に」、「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、「気候変動に具体的な対策を」、「海の豊かさを守ろう」そして「陸の豊かさを守ろう」の5つが挙げられる。また、SDGsもISO26000と同様に、企業にかかわらず、多様な組織に「持続可能な開発」への貢献を促している。実際に、「ジャパンSDGsアワード<sup>(11)</sup>」の受賞団体をみると企業のみならず様々な団体が受賞している<sup>(12)</sup>。このように、「課題の網羅性」や「対象とする組織」の点においては、ISO26000とSDGsとでは、大きな差異がないように理解される。しかしながら、「実践」の側面に目を向けてみると、「社会的責任投資

「(Social Responsible Investment: SRI)」から ESG 投資への展開に伴う機関投資家の投資手法の変遷から、ISO26000と SDGs との相違を例示することができる。

### 3-3. SDGs と ESG 投資との関係

2006年、機関投資家を対象として、投資運用の際に ESG（環境・社会・企業統治）の観点を組み込むことを求める「責任投資原則（Principles for Responsible Investment : PRI）が公表されたことを契機に、海外では ESG 投資への動きが加速してきた<sup>(13)</sup>。日本でも、運用資産額約160兆円という世界最大の機関投資家である年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund : GPIF）が、2015年9月に PRI に署名したことを受けて、ESG 投資への取り組みが加速したとされる（八木、2018年、(49) - 3 頁）。

GPIF は、PRI への署名と SDGs を結び付け、ESG 投資が投資家にとって良質な投資機会の増加に繋がり、一方、企業は SDGs を事業機会の増加やリスク回避に利用し、競争優位に繋げることを推奨している（笹谷、2019年、27頁）。SDGs を経営戦略に整合させ、SDGs への貢献の測定・管理に関する指針としての SDG Compass も作成され、これは、サステナビリティを企業の戦略の中心に位置付けるためのツールと知識を提供するものとなっている。

SDGs Compass は、企業が SDGs に取り組む根拠として、①将来の事業機会の見極め、②企業の持続可能性に関わる価値向上、③ステークホルダーとの関係強化、政策展開への対応、④社会と市場の安定化、⑤共通言語の使用と目的の共有、を挙げている。これらは、企業が SDGs に取り組み、ビジネスの機会と脅威に対応することで企業価値を高めれば、投資家にとっても投資機会の増加に繋がることを意味している（八木、2018年、(49) - 3 頁）。たとえば、GPIF は ESG 投資と SDGs の関係として、ESG 投資を PRI に結び付け、企業が SDGs に取り組むことで、企業価値の持続的向上が長期的投資リターンを拡大さ

せるとともに、社会的課題の解決が事業機会と投資機会の双方を生み出すとしている（図表3-3を参照）。

今日におけるSDGsならびにESG投資への関心の高まりは、こうしたGPIFによる牽引が大きいと思われる。

また、ISO26000におけるSRIは、1960年代におけるメソジスト教会が、株式投資において規範とするべき倫理的投資の管理・運営体制を確立したことを背景としており、キリスト教の倫理に反する事業（アルコール産業やたばこ産業、ギャンブル産業、軍需産業、そして遺伝子組み換え食品産業など）を投資対象から排除する投資手法（ネガティブ・スクリーニング）を基礎としている（木村、2018年、26頁）。

その後、1990年代に入ると、グローバル化の進展に伴い、環境問題、途上国の人権・労働問題がより表面化するようになり、社会が環境や人権の問題に大きな関心をもつようになった。このことにより、機関投資家がSRIの収益にも関心をもつようになり、従来のネガティブ・スクリーニングに加え、環境、人権などの社会的課題に対する企業の取り組みを評価するポジティブ・スクリーニングが広がり始めた。

こうした機関投資家の問題関心の範囲が拡大することに伴う、ネガティブ・スクリーニングからポジティブ・スクリーニングへの投資手法の展開を踏まえ、ESG投資は、特定の企業や業種を投資対象から除外することや、ダイベストメント（リスクの高い企業の株式の売却）、ならびにESG（社会性）を考慮して投資先を選定するポジティブ・スクリーニングとインテグレーション（非財務情報も織り込んだ判断）を中心としている（木村、2018年、27-28頁）。

かかる理解に鑑みれば、市場経済に大きな影響力を有する機関投資家が、ESG投資を用いて、企業の「経済性」のみならず「社会性」をも考慮した上で、企業に対し持続可能な社会の実現に向けた取り組みを期待するようになってきたこともまた、今日におけるSDGsへの関心の高まりのひとつの要因であると考えられる。

図表 3-3. ESG 投資と SDGs の関係



(出所) 国連等より GPIF 作成

出所：年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）HP  
<https://www.gpif.go.jp/investment/esg/#b>  
 (最終アクセス：2020年5月15日)

## 4. SDGs の実践事例と今後の課題

### 4-1. 海外における SDGs の取り組み

SDGs への取り組みは昨今、世界的なムーブメントとなっている。ドイツのベルテルスマン財団と国連持続可能な開発ソリューション・ネットワーク (Sustainable Development Solutions Network: SDSN) が2019年に発行した調査によれば、SDGs に積極的に取り組んでおり、その達成度が認められる国は、第1位からデンマーク、スウェーデン、フィンランド、フランス、オーストリア、ドイツ、チェコ、ノルウェー、オランダ、エストニアとされ、日本は第15位であった<sup>(14)</sup>。この調査、ならびに3-3において言及した笹谷 (2019) の研究からもわかるように、とりわけ、ヨーロッパは他の国や地域と比較しても大幅にSDGs への実践に注力しているといえる。



たとえば、フランスでは SDGs におけるターゲット12.3の「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たり食品廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」に対して、2013年に食品廃棄物に関する国の行政機関と事業者などのステイクホルダー間で、「協定」に関する基本戦略が策定された。この「協定」はサプライチェーンにおける企業・団体のみならず、様々な組織により締結されたが、「任意の善意による協定」だけでは食品廃棄物削減の取り組みとして不十分であるとの要請を受け、2015年5月、「食品廃棄禁止法」が国民議会（下院）において満場一致で採択され、2016年2月から施行されることとなった（渡辺、2018年、2頁）。

さらにフランスでは、こうした法的な規制と並行して、慈善団体への寄付の優遇策の整備と、消費者啓発キャンペーンの展開が進められている。寄付優遇策としては、一般税法により、控除の要件を満たす者は、寄付商品価格、輸送保管費（帳簿価格）の60%の税金控除を受けることができるとされている（上限金額あり）。他方、消費者啓発キャンペーンとしては、2013年に策定された協定に関連して開催されるイベントとして、毎年10月中旬に国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization : FAO）の「世界食品デー」と同日開催される「食品廃棄物削減のための国民デー」、および学校・大学における食品廃棄物削減のための教育プログラムの実施、そして、個別の企業・団体による消費者キャンペーンなどが展開されている（渡辺、2018年、3-4頁）。

フランスでは、食品廃棄物の問題に対して、関連する企業を中心に、政府、教育機関、そして消費者など各種ステイクホルダーが協調し、こうした重層的な取り組みを展開している。

#### 4-2. 日本における SDGs の取り組み

前述のように、近年、日本においても積極的に SDGs に取り組む企業（あるいは組織）が増加してきている。

株式会社富士メガネ（以下、富士メガネと表記）は、国連難民高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR）と全世界最長のパートナーシップを築いており、1983年以降、毎年海外の難民キャンプや国内避難民の居留地を訪問し、難民・国内避難民の視力検査を実施して、一人ひとりに合った眼鏡を無償で寄贈する活動に取り組んでいる。

国連（UNHCR）と企業が連携して難民問題に取り組む姿が、企業による社会貢献活動のグローバルなロールモデルになっている点、国、地域、民族、そしてジェンダーに隔たりなく、「視る力」を取り戻すための活動を実施している点、そして、本活動を通じて、学習と成長の機会を得た結果、本業で価値の高いサービスを提供し、収益に結びつけることで、本活動の継続性を支える好循環を醸成している点などから評価されている<sup>(15)</sup>。

また、日本リユースシステム株式会社（以下、日本リユースシステム）は、様々な理由により不要になりながらも手放せなかった古着を回収し、開発途上国にて安価で販売するとともに、専用回収キットを1つ購入するごとに、購入代金から5人分のポリオワクチンが寄付される取り組みを行っている。加えて、集まった衣類は開発途上国に送られ、現地にて安価で販売されるため、現地にビジネスと雇用の創出に繋がり、また、専用回収キットの封入・発送作業を福祉作業所に依頼することで、障がい者の活躍の場を創出することに貢献している。

日本リユースシステムの活動は、家庭でも企業でも容易にできる仕組みによって、古着の処分を通じて意識変革を促し、消費者もまた社会貢献に寄与することのできる点、単なる寄付ではなく、企業がビジネスとして回収、再販売を実施することで、持続的にサービスを提供し、継続的な支援に繋がる点などから評価されている<sup>(16)</sup>。

富士メガネと日本リユースシステムはいずれも、2019年に「第3回『ジャパン SDGs アワード<sup>(17)</sup>』」を受賞している。共通していることとして、「経済性」と「社会性」との両立を図り、その継続性を維持する

ために、他のステイクホルダーと協調するとともに、日本リユースの事例からもみられるように、新たな市場や雇用を創出することによって、ステイクホルダー同士の結びつき（パートナーシップ）を拡大させていることが挙げられる。

2010年代後半より、機関投資家を中心に、株主の ESG 投資への関心、ならびに企業をはじめとする様々な組織による SDGs への関心が高まる中、これを一過性のブームとして終わらせないためには、フランスにおける啓発活動などを通じた消費者の意識変化もまた求められているといえよう。

#### 4-3. SDGs の実践における課題

本稿において、SDGs の利点のひとつとして、社会的課題の網羅性を挙げてきた。他方、いかに企業の規模が拡大しようと、その権力・影響力に限界があることは言うまでもないであろう。したがって、企業が SDGs を実践するためには、マテリアリティの概念を理解することが重要であると考えられる。

マテリアリティの概念はこれまで、会計学の領域で取り入れられてきた。会計原則は、長期の会計実践の中で、会計慣行として発達したものの中から、一般に公正かつ妥当として認められるものを要約したものであるが、会計処理を行う会計担当者の会計判断が、依拠すべき準拠枠の提供や企業会計に関する法律、または規則などの制定にあたって有力な指針となるなど、今日の企業会計に大きな影響を与えている（大田、2012年、38頁）。

ここでのマテリアリティの原則は、企業の財務情報をステイクホルダーに提供する際、情報利用者の判断を誤らせないようにするため、重要性の乏しい項目については、本来の会計処理または表示方法に依らないで、他の簡潔な方法を選択することを認めている。他方、重要性の高い項目については、詳細かつ明瞭な表示を行うことを求めている原則である（大田、2012年、38頁）。このことに鑑み、河口（2005）は、

企業による社会貢献活動の文脈におけるマテリアリティの概念を「個々のCSR活動が、企業価値に与える実質的、あるいは具体的な影響」と定義している（河口、2005年、3頁）。端的に言えば、マテリアリティとは、「個々のステイクホルダーの『重要性』あるいは『重み付け』」であると理解することができよう。

今日、企業が持続的に活動を行っていくためには、様々なステイクホルダーの要求や期待を複合し、統合的に取り扱うことが求められている。これまで、「企業（あるいはビジネス）における社会的課題への取り組み」に関する議論において、企業はその重要性を認識しているものの、実践の側面においては、疑問が残ることとなっていた。そのひとつの要因が2-1において株主主権論の根拠として挙げた「結果の測定方法の不透明性」であるといえる。すなわち、社会的課題の解決には、長い時間と膨大なコストを要するため、企業の社会的課題への取り組みが、自社の経済性の成長（利益の増加、市場シェアの拡大、新規事業の確立）に結びつくか否か検証する方法に乏しかったためである。しかしながら、3-3において確認したESG投資とSDGsとの関係がより強固となり、社会に広く認知されることによって、かかる問題はある程度是正され、ビジネスにおける「経済性」と「社会性」との両立が促進されると考えられる。

他方、ステイクホルダーからの要求や期待は多岐にわたり、そのすべてをビジネスにおいて実現することは困難である。こうした状況において、企業がSDGsを実践していくためには、普遍的なマテリアリティを行うのではなく、他のステイクホルダーとの相互コミュニケーションを通じて、状況に応じて柔軟にステイクホルダーのマテリアリティを考慮していくことが重要であると考えられる。

## 5. むすびにかえて

本稿では、近年、急速に関心が高まっているSDGsに焦点を当て、

これが「企業（あるいは、ビジネス）における『経済性』と『社会性』の両立を可能にするのか」という問題意識を念頭に議論を展開してきた。

かかる問題意識に関して、株主主権論とステイクホルダー論の比較、およびCSVの概念に依拠した企業戦略論と、経営学の文脈における理論を用いて、多面的に考察した点に本稿の意義があると考えられる。

さらに、SDGsとESG投資との関係が強固になることによって、企業の「経済性」と「社会性」との両立は、より実践へと結びついていくことが期待される。しかしながら、ヨーロッパをはじめ、日本を含めた先進国を中心に、SDGsに積極的に取り組む企業（さらには、組織）が増加してきている一方で、SDGsの実践には課題があることも忘れてはならない。

第一に、本稿では、企業がSDGsを実践していく上で、社会的課題やステイクホルダーのマテリアリティを考慮することが重要であると述べた。SDGsの利点として社会的課題の網羅性が挙げられるが、企業がそのすべてに取り組むことは不可能である。したがって、自社における社会的課題を選定し、自社のビジネスを結びつけることが「経済性」と「社会性」との両立に繋がるのである。他方で、このマテリアリティは、「経済的リターンを生み出すような社会的課題に目を向けさせること」を促進させることになりうる。また、安易に達成可能な社会的課題に導き、解決困難な社会的課題から目を背けさせることにもなりうる。企業が解決すべき社会的課題、あるいは企業が関連するステイクホルダーは、経済的便益をもたらす主体だけではない。SDGsを実践していく上で、マテリアリティは重要な概念であるが、同時に大きな危険性も有していることを企業は意識する必要があるだろう。

第二に、企業に「手段の目的化」を引き起こす危険性である。SDGsとは、企業をはじめ様々な主体が協調することによって、社会的課題を解決することを目的とした目標体系であり、企業はESG投資によって、機関投資家から資金を調達することで、「経済性」と「社会性」と

を両立させる仕組みとなっている。しかしながら、企業のホームページなどを参照に、SDGs への取り組みをみると、従来の取り組みに SDGs の項目を落とし込んでいる点も見受けられる。このことは、「社会的課題を解決すること」が目的ではなく、GPIF をはじめとする機関投資家への対応が目的となっていることに起因しているのではないだろうか。企業が、こうした「手段の目的化」に陥ってしまうと、SDGs への取り組みのみが独り歩きし、実際にその取り組みが社会的課題の解決にどの程度貢献したのかが不透明になってしまう。

今日では、運用会社が投資先の事業を通じて社会的課題の解決にどのくらい貢献したかを分析して定期的に公表する「インパクト投資」と呼ばれる投資手法も注目されている（日本経済新聞「ESG『貢献度重視』拡大、ファンド残高50兆円超」2020年5月10日付、朝刊、1頁）。これは、企業が SDGs を実践する上で、「どのような取り組みを行っているのか」ではなく、「どのような取り組みを行い、それによってどのような効果が得られたのか」が求められるようになってきていることを示唆している。企業は「何のために社会的課題の解決に取り組む必要があるのか」に関して、「企業（あるいはビジネス）における社会的課題への取り組み」に関する議論の本質を理解することが重要となろう。

多くの企業や組織が SDGs に取り組むようになってきているとはいえ、その取り組みはまだ始まったばかりである。「2030年まで」という長期的な目標を達成するために、かかる課題を念頭に置き、今後さらに議論を深めていく必要があるだろう。

- (1) 鈴木貴大 (2020) 「コーポレート・ガバナンスと企業の社会的責任の統合可能性」『政経研究』第56巻第4号、日本大学法学会、39-60頁。
- (2) 松野弘 (2006) 「転換期の『企業の社会的責任論』と企業の〈社会性〉への今日的位罫」松野弘、堀越芳昭、合力知工編『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房、3-34頁。
- (3) 小山巖也 (2006) 「アメリカにおける企業の社会的責任論の生成と展開」松野弘、堀越芳昭、合力知工編『「企業の社会的責任論」の形成と展

- 開] ミネルヴァ書房、107-131頁。
- (4) 谷本寛治編 (2004) 『CSR 経営—企業の社会的責任とステイクホルダー』中央経済社ならびに谷本寛治 (2006) 『CSR —企業と社会を考える—』NTT 出版。
- (5) ここでいう企業価値とは、企業に関する金融的請求権 (株式、負債など) の市場価値総額を意味する (後藤、2017年、9頁)。
- (6) 本稿において言及はしないが、勝部 (2019) は、株主の前提条件が、他のステイクホルダーとの前提条件と異なることから、そもそも「株主が本当に企業における最大のリスク・テーカーといえるのか」という点に疑問を投げかけている。詳しくは、勝部信夫 (2019) 「株主主権論とコーポレート・ガバナンス—株主主権論は日本の企業経営に妥当するのか—」『経営哲学』第16巻2号、経営哲学学会、17-29頁を参照されたい。
- (7) Porter, M. and Kramer, M. R. (2011) “Creating Shared Value: How to Reinvent Capitalism and Unleash a Wave of Innovation and Growth” *Harvard Business Review*, 89 (1-2), pp.62-77. (マイケル・ポーター & マーク・クラマー著、ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳 (2011) 「共通価値の戦略—経済的価値と社会的価値を同時に実現する—」『ハーバード・ビジネス・レビュー』2011年6月号、ダイヤモンド社、8-31頁。)
- (8) Porter と Kramer が CSV を「利己的行為 (self-interested behavior)」と捉えていることから、CSV と CSR とは異なっていると理解される (Porter. and Kramer, 2011, p.77 ; 翻訳30頁)。
- (9) 主要な国際会議とは、国際連合 (国連)、経済協力開発機構 (Organisation for Economic Corporation and Development : OECD)、世界銀行、国際通貨基金 (International Monetary Fund : IMF) による各種国際会議を指す (新井、2016年、1頁)。
- (10) MDGs の詳細な成果に関しては、新井美希 (2016) 「近年の国際開発目標をめぐる動向—MDGs から2030アジェンダへ—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第898号、国立国会図書館、1-13頁を参照されたい。
- (11) 「ジャパン SDGs アワード」は、政府の SDGs 推進本部が2017年に創設したものである。これまでに受賞した組織については、JAPAN SDGs Action Platform HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/award/index.html>) を参照されたい。
- (12) 本稿では、SDGs への取り組み事例として企業を中心に上げる。地方自治体による SDGs への取り組み事例に関しては、山田雅俊 (2020) 「日本の SDGs モデルと分散型エネルギー・システムから見る企業経営の課題」日本比較経営学会編『比較経営研究 持続可能な社会と企業経営—地域からみた SDGs—』第44号、文理閣、63-81頁を参照されたい。
- (13) 笹谷 (2019) によれば、世界的投資額は、2018年には30.7兆ドルと2016年の22.9兆ドルと比較して大幅に伸長してきた。また、地域別割合を

みると、ヨーロッパが最も多く45.8%（2016年：52.3%）、続いてアメリカが39.0%（2016年：38.1%）、日本が7.1%（2016年：2.0%）となっている（笹谷、2019年、27頁）。

- (14) Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network (2019) *Sustainable Development Report 2019*, pp.20-21.

[https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2019/2019\\_sustainable\\_development\\_report.pdf](https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2019/2019_sustainable_development_report.pdf)（最終アクセス日：2020年5月23日）

- (15) 株式会社富士メガネ「海外難民・国内避難民視力支援活動」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3\\_5\\_fujimegane.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_5_fujimegane.pdf)（最終アクセス日：2020年5月17日）

- (16) 日本リユースシステム株式会社「古着を集めて集客にも貢献—SDGs 目標達成とすっきりお片づけを実現する『古着 de ワクチン』」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3\\_6\\_nihonreusesystem.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_6_nihonreusesystem.pdf)（最終アクセス日：2020年5月17日）

- (17) 「第3回『ジャパン SDGs アワード』」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3\\_win.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_win.pdf)（最終アクセス日：2020年5月17日）

#### 参考文献

- ・ Beschorner, T. (2013) “Creating Shared Value: The One-Trick Pony Approach” *Business Ethics Journal Review*, 1 (17), pp.106-112.
- ・ Carroll, A. B. and Buchholtz, A. K. (2003) *Business & Society: Ethics and Stakeholder Management*, 5<sup>th</sup> ed, Thomson/South-Western.
- ・ Crane, A., Palazzo, Guido., Spence, L. J., and Matten, D. (2014) “Contesting the Value of Creating Shared Value” *California Management Review*, 56 (2), pp.130-153.
- ・ ISO/SR 国内委員会監修、日本規格協会編（2011）『日本語訳 ISO26000: 2010—社会的責任に関する手引き—』日本規格協会。
- ・ Porter, M. and Kramer, M. R. (2006) “Strategy and society: the link between competitive advantage and corporate social responsibility” *Harvard Business Review*, 84 (12), pp.78-92. (マイケル・ポーター & マーク・クラマー著、村井裕訳 (2008) 「競争優位の CSR 戦略」『ハーバード・ビジネス・レビュー』2008年1月号、ダイヤモンド社、36-53頁。
- ・ Porter, M. and Kramer, M. R. (2011) “Creating Shared Value: How to Reinvent Capitalism and Unleash a Wave of Innovation and Growth” *Harvard Business Review*, 89 (1-2), pp.62-77. (マイケル・ポーター & マーク・クラマー著、ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳 (2011) 「共通価値の戦略—経済的価値と社会的価値を同時に実現する—」『ハー



- バード・ビジネス・レビュー』2011年6月号、ダイヤモンド社、8-31頁。)
- ・青木崇 (2019) 「企業価値経営に向けた日本企業のSDGsへの取り組みと今後の課題—CSR、ESGとの関連で—」『商大論集』第70巻、第2・3号、兵庫県立大学、147-162頁。
  - ・新井美希 (2016) 「近年の国際開発目標をめぐる動向—MDGsから2030アジェンダへ—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第898号、国立国会図書館、1-13頁。
  - ・大田博樹 (2012) 「CSR報告書とマテリアリティ」『Project Paper』No. 24、神奈川大学、37-51頁。
  - ・大塚祐一 (2019) 「CSV (共通価値創造) の徳倫理的基礎—企業倫理学における規範論と実践の接点を求めて—」麗澤大学大学院、博士論文。
  - ・岡田正大 (2015) 「CSVは企業の競争優位につながるか—新たな企業観の行方—」『ハーバード・ビジネス・レビュー』2015年1月号、ダイヤモンド社、38-52頁。
  - ・岡本丈彦 (2020) 「『持続可能』の概念と企業—『持続不可能』を導く短絡思考についての一考察—」『研究紀要』第73号、高松大学、1-12頁。
  - ・沖大幹、小野田真二、黒田かをり、笹谷秀光、佐藤真久、吉田哲郎 (2018) 『SDGsの基礎』事業構想大学院大学出版。
  - ・勝部信夫 (2019) 「株主主権論とコーポレート・ガバナンス—株主主権論は日本の企業経営に妥当するのか—」『経営哲学』第16巻2号、経営哲学学会、17-29頁。
  - ・河口真理子 (2005) 「SRIの新たな展開—マテリアリティと透明性—」大和証券グループ。
  - ・木村富美子 (2018) 「ソーシャル・ファイナンスの動向—SRIからESGへの展開」『通信教育部論集』第21号、創価大学通信教育部学会、21-36頁。
  - ・後藤伸 (2017) 「株主主権論の一考察—その歴史的形成と理論的根拠を中心に—」『Project Paper』No.37、神奈川大学、1-23頁。
  - ・小山巖也 (2006) 「アメリカにおける企業の社会的責任論の生成と展開」松野弘、堀越芳昭、合力知工編『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房、107-131頁。
  - ・権藤正則 (2016) 「コーポレート・ガバナンスにおける主権論批判」『商学集志』第86巻第1号、日本大学商学部、51-67頁。
  - ・笹谷秀光 (2019) 「ISO26000活用のESG/SDGsマトリックスによる非財務情報発信の効果検証—新たなサステナビリティ・マネジメントの提言—」『グローバルビジネスジャーナル』5巻1号、グローバルビジネス学会、25-35頁。
  - ・鈴木貴大 (2020) 「コーポレート・ガバナンスと企業の社会的責任の統合

- 可能性」『政経研究』第56巻第4号、日本大学法学会、39-60頁。
- ・ 関正雄（2011）『ISO26000を読む—人権・労働・環境…。社会的責任の国際規格：ISO/SR とは何か』日科技連出版社。
  - ・ 関正雄（2018）『SDGs 経営の時代に求められる CSR とは何か』第一法規。
  - ・ 高橋一生（2017）「アジェンダ2030：思想としてのSDGsと現実の課題としてのSDGs」『共生科学』第8巻、日本共生科学学会、3-6頁。
  - ・ 谷本寛治編（2004）『CSR 経営—企業の社会的責任とステイクホルダー—』中央経済社。
  - ・ 谷本寛治（2006）『CSR —企業と社会を考える—』NTT出版。
  - ・ 中村瑞穂（2003）「企業倫理と企業統治—概念的基礎の確認—」中村瑞穂編『企業倫理と企業統治—国際比較—』文眞堂、1-12頁。
  - ・ 名和高司（2015）『CSV 経営戦略—本業での高収益と、社会の課題を同時に解決する』東洋経済新報社。
  - ・ マーヴィン・キング著、KPMG ジャパン統合報告センター・オブ・エクセレンス訳・編（2019）『SDGs・ESGを導くCVO—次世代CFOの要件—』東洋経済新報社。
  - ・ 松野弘（2006）「転換期の『企業の社会的責任論』と企業の〈社会性〉への今日的位置」松野弘、堀越芳昭、合力知工編『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房、3-34頁。
  - ・ 水村典弘（2008）『ビジネスと倫理—ステイクホルダー・マネジメントと価値創造—』文眞堂。
  - ・ 宮本光晴、佐藤円裕（2019）「日本企業のESG行動：コーポレートガバナンスの観点から」『専修経済学論集』53巻3号、専修大学経済学会、1-30頁。
  - ・ モニター・デロイト編（2018）『SDGsが問いかける経営の未来』日本経済新聞出版社。
  - ・ 八木俊輔（2018）「企業のサステナビリティ戦略とマネジメント・コントロール—ESG、統合報告、SDGsへの対応—」『経営学論集』89集、日本経営学会、(49)-1-(49)-7頁。
  - ・ 山田雅俊（2020）「日本のSDGsモデルと分散型エネルギー・システムから見る企業経営の課題」日本比較経営学会編『比較経営研究 持続可能な社会と企業経営—地域からみたSDGs』第44号、文理閣、63-81頁。
  - ・ 渡辺達郎（2018）「食品ロス削減に関するフランスとイギリスにおける取り組み—日本への示唆の観点から—」『専修ビジネス・レビュー』13巻、1号、専修大学商学研究所、1-11頁。

#### 参考 URL

- ・ Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network (2019) *Sustainable Development Report 2019*

- [https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2019/2019\\_sustainable\\_development\\_report.pdf](https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2019/2019_sustainable_development_report.pdf) (最終アクセス日：2020年5月23日)
- ・ JAPAN SDGs Action Platform HP  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/award/index.html>  
 (最終アクセス日：2020年5月15日)
  - ・ 株式会社富士メガネ「海外難民・国内避難民視力支援活動」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3\\_5\\_fujimegane.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_5_fujimegane.pdf) (最終アクセス日：2020年5月17日)
  - ・ 外務省 HP  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>  
 (最終アクセス：2020年4月16日)
  - ・ 国際連合広報センター HP  
[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)  
 (最終アクセス：2020年4月16日)
  - ・ 「第3回『ジャパン SDGs アワード』」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3\\_win.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_win.pdf)  
 (最終アクセス日：2020年5月17日)
  - ・ 日本リユースシステム株式会社「古着を集めて集客にも貢献—SDGs 目標達成とすっきりお片付けを実現する『古着 de ワクチン』—」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3\\_6\\_nihonreusesystem.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award3_6_nihonreusesystem.pdf) (最終アクセス日：2020年5月17日)
  - ・ 年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) HP  
<https://www.gpif.go.jp/investment/esg/#b>  
 (最終アクセス：2020年5月15日)

#### 新聞・記事

- ・ 日本経済新聞「ESG『貢献度重視』拡大、ファンド残高50兆円超」2020年5月10日付、朝刊、1頁。

